

金沢市確認申請手数料等減免要綱

(平成12年3月31日決裁)

一部改正 平成17年9月30日決裁
一部改正 平成18年3月31日決裁
一部改正 平成19年6月4日決裁
一部改正 平成27年3月25日決裁
一部改正 令和元年6月25日決裁
一部改正 令和6年12月17日決裁

第1条 この要綱は、金沢市手数料条例（平成12年条例第3号。以下「条例」という。）

別表第74号から第79号の2まで並びに同表備考第10項から第13項までに規定する建築物、工作物又は建築設備（以下「建築物等」という。）の確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料（以下「確認申請手数料等」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第6条の規定により、次の各号に掲げる建築物等（第3号にあっては、建築物）の確認申請手数料等については、第1号から第3号まで掲げるものにあっては別表第74号及び第75号から第79号の2まで並びに同表備考第10項から第13項までに規定する額の2分の1の額に減額し、第4号に掲げるものにあってはこれを免除する。

- (1) 公共事業を施行するために建築物等の建築、大規模の修繕若しくは模様替又は築造（以下「建築等」という。）を必要とするもの
- (2) 災害により滅失又は破損した建築物等で、その災害のあった日から1年内に建築等の工事に着手するもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定による認定を受けた建築物で、建築等の工事に着工するもの
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域において、その災害により滅失又は破損した建築物等で、その災害のあった日から1年内に建築等の工事に着手するもの

第3条 前条第1号に規定する建築物等は、公共事業施行に伴い原則として除却しなければならない建築物等に代えて建築等を行うものでなければならない。

2 前条第1号に規定する建築物等の主要用途は、原則として除却前の建築物等の用途と同一でなければならない。

3 前条第1号に規定する建築物の床面積の合計は、次の表の左欄に掲げる除却した建築物の床面積の合計の区分に応じ、右欄に掲げる床面積の合計を超えてはならない。ただし、除却した建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超える場合は、この限りでない。

除却した建築物の床面積の合計	床面積の合計
30m ² 以内	100m ²
30m ² を超え、100m ² 以内	200m ²
100m ² を超え、200m ² 以内	500m ²
200m ² を超え、500m ² 以内	1,000m ²
500m ² を超え、1,000m ² 以内	2,000m ²
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内	10,000m ²
2,000m ² を超え、10,000m ² 以内	50,000m ²

第4条 第2条の規定により減免を受けようとする者は、建築物等確認（中間検査・完了検査）申請手数料減免申請書（別記様式）にその事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

附 則

- 1 公共事業施行に伴う建築確認申請手数料の減額基準（平成5年11月16日決裁）は、廃止する。
- 2 令和6年能登半島地震により災害救助法の適用を受けた地域において、その災害により滅失又は破損した建築物等で、その災害のあった日から2年以内に建築等の工事に着手するものについては、この要綱の規定にかかわらず、確認申請手数料等を免除する。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

別記様式（第4条関係）

建築物等確認（中間検査・完了検査）申請手数料減免申請書

年　月　日

（宛先）金沢市長

申請者　住所

氏名

印

申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。

金沢市確認申請手数料等減免要綱第4条の規定により手数料の減免を受けたいので、
次のとおり申請します。

建築物等の種別及び用途	
敷地の地名地番	
手数料の種類	
手数料の額	円
減免を受けようとする理由	

注意 1 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。